

海外デスク紹介



ドイツ
ミュンヘンデスク
デュッセルドルフデスク



ドイツ ミュンヘンデスクデスク (水野・小林)

ドイツには、南部のミュンヘン及び西部のデュッセルドルフの2箇所にデスクがあります。

それぞれのオフィスに公認会計士等の資格をもつ専門家を配備し、日本人3名の専門家とドイツ現地の専門家等4名の合計7名で運営をしています。

ドイツには日系企業が1,800社超進出しており、欧州で最も進出日系企業数の多い国となっています。また、コロナ禍による新規進出やM&Aの低迷も、2022年からは回復の兆しを見せ、新規進出、M&Aともに従前のように多く照会をいただくようになっています。

ドイツ国内でのビジネスはもちろん、欧州マーケットへアクセスするための拠点としても、ドイツは、投資及び進出候補先として魅力的な国の一つと言えます。

私達ドイツデスクは、日本とドイツ双方の観点から有益な情報を提供するとともに、日系企業の皆様を現地からサポートしております。

Point!!



浜松市海外サポートデスクには日本人の専門家が常駐しておりますので、日本語でのお問い合わせ・ご相談が可能です。
現地の最新の情報や、お困りごと等があればお気軽にご相談ください。

よくあるご質問

Q：ドイツに子会社を設立する場合、どのような手続きが必要で、また、どの程度時間がかかりますでしょうか。

ドイツには日本と同様に株式会社（AG）形態もありますが、株式公開等を前提としない限り、有限会社（GmbH）形態が一般的となっています。 GmbHはAGに比べて会社組織が簡素であり、また、株主責任も有限であることから、日本からの投資の際にはGmbHが最適な形態であるといえます。

GmbHの設立は、3ステップで整理できます。

Step1は、定款の認証です。 設立する定款の作成を行いドイツ公証人による認証を受けることで行われます。 公証にあたっては、株主である日本の本社の代表者がドイツ公証人の前で署名をすることが原則ですが、委任状を用いて、日本にいながら手続きを行うこともでき、一般的には後者の方法で行われることが多いです。

Step2は、銀行口座の開設と資本金の払込です。 銀行口座の開設にはStep1で認証された定款が必要になります。 銀行口座開設後、資本金を振込み、資本金の証明書を発行してもらいます。（GmbHの最低資本金は、EUR25,000です。）

Step3は、設立登記申請です。 設立登記申請書にGmbHの取締役が署名を行い、公証人を通じて登記申請を行います。 この署名もドイツの公証人の面前が原則ですが、日本の公証人役場で行うこともできます。

申請後、登記完了までは、4週間から6週間程度かかると言われてしています。

Point!!



ドイツオフィスは、現地の日本人専門家による会社設立手続きのサポートしています。 また、ミュンヘンやデュッセルドルフ以外の地域での設立サポートも可能です。